

変更届提出書類一覧(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内です。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約の上、届け出てください。
(届出方法が郵送となっているもの以外は郵送での受付はできません。)

●お知らせ

保険医療機関の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設許可を受けた場合、介護保険法上の通所リハビリテーションの指定があったものとみなされますので、介護保険法上の指定申請は不要です。しかし、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出（以下「介護給付費の届出」）」は提出していただく必要がありますので、遺漏の無いようご注意ください。(届出が無い場合、介護報酬は請求できません)。当該手続には、一定の期間を要しますので、あらかじめ手続等についてご相談ください。

(参考：市ホームページ)

病院又は診療所におけるみなし通所リハビリテーション事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（お知らせ）

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）

※ 届出方法が郵送の場合、返信用の定形封筒（切手を貼り、返送先の住所・宛名を明記してください。)を同封してください。変更届受付票を返送します。

ただし、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合は、来庁の上、一括で届け出てください。(例：事業所移転に伴う管理者の変更等)

- ・変更する内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
- ・資格証・証明書等の写しには、法人代表者名で原本証明を行ってください。

◆変更届 提出書類一覧

変更届については、法人代表の変更など一部の届出を除き、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人が運営する複数の指定事業所が移転するなどの変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要です。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ・運営規程（参考様式1） ※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業について事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	来 庁	事業所名が定款等で定められている場合、当該定款等の変更手続が必要です。
事業所の所在地移転	移転を予定される時点で、事前（移転前）にご相談ください。 (参考：市ホームページ) 病院又は診療所におけるみなし通所リハビリテーション事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（お知らせ）	来 庁	<u>上記「お知らせ」のとおり新たに届出が必要</u>
事業所の電話・FAX 番号	・<u>変更届連絡票、定形封筒（切手貼付、住所・宛名明記）</u> ・変更届出書（別紙様式第一号（五））	郵 送	変更届出書に変更前・変更後の電話番号・FAX 番号を記載してください。
建物の構造、設備、専用区画の変更	・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ・平面図（各部屋の用途、面積を明示）（標準様式3） ・変更された部分の写真(カラー) ・設備・備品等一覧表（標準様式4） ※入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても、介護給付費の届出が無い場合、算定できません。 ※病院・診療所内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要です。	来 庁	<u>通所リハビリテーションは病院・診療所内で実施するサービスになります</u> ので、医療法に基づく変更の手続が必要なものについては、 <u>所管の保健所等で必ず事前に手続</u> してください。

次ページへ続く

◆変更届 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	①定員、サービス提供時間、営業日、営業時間、単位の変更※1 ②従業者数の変更※2 ・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ・運営規程（参考様式1） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（複数単位ある場合は単位ごとに作成）（変更日から4週間分、従業者全員分で作成）（標準様式1） ・従業者の資格を証明する書類の写し（未提出の者のみ） ※要原本証明 ※大幅な定員変更は、変更届のほか、介護給付費の届出が必要です。 ③上記①②及び以下④⑤以外のその他運営規程の変更 ・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ・運営規程（参考様式1）	来 庁	※1 定員の変更については、大幅に増減（前年度から25パーセント以上の増減）する場合、報酬算定に影響しますので、事前に届け出てください。 定員変更・単位追加等に伴い、区画を変更する場合は、平面図と写真を添付してください。 ※2 従業者数の変更があった場合でも、その都度の届出は不要です。 定員、サービス提供時間、営業日、単位の変更時等に併せて届け出てください。ただし、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。
	④通常の事業の実施地域、その他の費用（食事代等）の変更※3 ・変更届連絡票、定形封筒（切手貼付、住所・宛名明記） ・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ⑤区画整理等により住居表示が変更となった場合 ・変更届連絡票、定形封筒（切手貼付、住所・宛名明記） ・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ・運営規程（参考様式1） ・住居表示変更の証明書等の写し	郵 送 注1	※3 運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。 運営規程の記載例の改定に伴う運営規程の変更手続の方法については、その都度、市のホームページ等でお知らせします。
管理者の氏名及び住所	・変更届連絡票、定形封筒（切手貼付、住所・宛名明記） ・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七）） ・医師免許証の写し ※要原本証明 ・誓約書（標準様式6） ※婚姻等による氏名変更、引越し、住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・変更届連絡票、定形封筒（切手貼付、住所・宛名明記） ・変更届出書（別紙様式第一号（五）） ・指定等に係る記載事項（付表第一号（七））	郵 送 注1	※管理者代行の選任・変更については届出不要です。
介護給付費算定に係る体制（加算項目）	※詳細については、市のホームページより「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」をご参照ください。	来 庁	15 日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始となります。

次ページへ続く

◆法人情報の変更届 提出書類一覧

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一の事業所から届出があれば、他の全ての事業所から届出があったものとみなします(事業所一覧の添付必須)。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
法人の名称 法人所在地	・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第一号(五)) ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式7) ※移転に際し、法人の電話、FAX が変更になる場合は、変更届出書に記載してください。	郵 送 注 1	個人診療所が法人化される場合は新規扱いとなります。上記「お知らせ」をご確認ください。 法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合、新たに手続が必要です。変更届では受付できません。運営法人が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。 ※1: 現在事項証明書は不可。
法人代表者の氏名、生年月日及び住所	・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第一号(五)) ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式7) ・誓約書(標準様式6) ・暴力団の排除に係る誓約書(参考様式2) ◆変更届出書に代表者のふりがなを必ず明記してください。	郵 送 注 1	変更届出書に変更前・変更後の電話番号・FAX 番号を記載してください。
法人の電話・FAX 番号	・変更届連絡票、定形封筒切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第一号(五)) ・事業所一覧(参考様式7)	郵 送	

注 1: 届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。

(問合せ先) 寝屋川市福祉部指導監査課 指定担当 電話 072-812-2027 (直通)